

ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は「ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度」の実施に関して必要な事項を定めるとともに、地域社会で暮らす外国人が増えるなか、すべての人が安心して暮らし活躍できる多文化共生社会の実現に向けて、外国人が安心して就職し定着できるよう、働く環境を整えることを目指す企業を登録することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 外国人

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年告示第276号）に定める外国人※をいう。

※日本国籍を有しない者をいい、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」の者を除くもの

(2) 企業等

兵庫県内に本社がある中小企業基本法に定める中小企業者をいう。

(登録)

第3条 知事は、外国人を雇用又は雇用を計画し、労働環境の充実等の取組の実施を宣言する企業等を公募し、登録する。

(登録申請要件)

第4条 登録の対象は、次のすべてに該当する企業等とする。

(1) 外国人を1名以上雇用している又は今後、外国人の雇用を計画していること。

(2) 県税等に未納がないこと。

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(4) 労働関係法令並びに出入国関係法令等に関して、申請時から原則として過去3年に遡って重大な違反（当該事実が公表されているもの等）がなく、その他の法令上又は社会通念上、登録するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(登録申請)

第5条 登録を受けようとする企業は、次の各号に掲げる書類を、知事に提出しなければならない。

(1) ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度登録申請書（様式第1号）

(2) チェックリスト（様式第2号）

(3) その他知事が必要と認める書類

(登録基準)

第6条 登録は、チェックリスト（様式第2号）における実施宣言項目数に応じて行う。実施宣言項目数は15項目以上とし、チェックリストには、法令遵守、募集・採用、労働環境、生活環境、キャリア支援・福利厚生、エンゲージメントの向上の分類があり、法令遵守は必ず実施しなければならない。また、その他の各分類について、少なくとも1つ以上の取組の実施を宣言しなければならない。

(登録等の決定)

第7条 知事は、第5条に規定する申請を受けた場合、第6条に規定する登録基準への適合の有無を審査し、その結果に基づいて登録又は不登録を決定し、結果通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知する。

2 知事は、前項の登録を決定したときは、ひょうごグローバル人材活躍宣言企業（以下「宣言企業」という。）として登録し、企業名を県ホームページで公表する。

(登録期間)

第8条 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日までとし、更新はできないものとする。

(変更の届出)

第9条 宣言企業は、申請書に記載された事項に変更が生じたときは、変更届出書（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

(登録の取下げ)

第10条 宣言企業は、第4条に規定する登録申請要件又は第6条に規定する登録基準を満たさなくなった場合、このほか、宣言企業自ら登録を取り下げる場合、速やかに取下届（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第11条 知事は、宣言企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する登録申請要件又は第6条に規定する登録基準を満たさないことが判明したとき。

(2) 申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断したとき。

(3) 県内中小企業としての活動実態がないと判断されたとき。

(4) その他知事が登録の取消を適当と認めたとき。

2 知事は、前項の取消を行った場合は、取消通知書（様式第6号）により、当該宣言企業へ通知するものとする。

(事務の所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、兵庫県産業労働部能力開発課において所掌する。

(宣言企業に対する支援)

第13条 知事は、宣言企業に対し、毎年度の予算の範囲内で支援を行うことができる。

2 宣言企業に対する支援は、別に定める。

(損害賠償)

第14条 この要綱による宣言及び宣言企業に対する支援を実施し、又は取り消したことにより、宣言企業に生じた損害に対し、県は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 1 月 4 日から施行する。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

企 業 名 _____

代表者職氏名 _____

ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度実施要綱に基づき、次のとおり申請します。

(1) 企 業 名	フリガナ			
(2) 本 社 所 在 地	〒		兵庫県	
(3) 業 種				
(4) 会 社 の 種 類				
(5) 事 業 概 要				
(6) 創 立 年	年（西 暦）年			
(7) 資 本 金（出 資 金）	円			
(8) 従 業 員 数（申 請 時）	人（うち、外国人従業員数 0 人）			
(9) 外 国 人 従 業 員 の 在 留 資 格 ・ 国 籍	技 人 国	人	技 能 実 習	人
	国 籍		国 籍	
	特 定 技 能	人	そ の 他	人
	国 籍		国 籍	
(10) ホームページ（SNS）				
(11) 担 当 者	氏 名	フリガナ		
	所 属		職 名	
	電 話 番 号		メールアドレス	
(12) 申 請 に あ た っ て の 誓 約 及 び 承 諾	① 申請にあたり、次のことを誓約します。 ☐ 県税等に未納はありません。 ☐ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当しません。 ☐ 労働関係法令並びに出入国関係法令等に関して、申請時から原則として過去3年に遡って重大な違反（当該事実が公表されているもの等）がなく、その他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由はありません。 ☐ 申請内容に虚偽はありません。 ② 申請にあたり、次のことを承諾します。 ☐ 申請情報について、県HPで公表することを承諾します。 ☐ 県のHPから、自社等のHPへリンクすることを承諾します。			
(13) 提 出 物	☐ チェックリスト（様式第2号）			

備 考	
-----	--

ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度チェックリスト

ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度の登録を受けようとする企業等は、本チェックリストに記入のうえ提出ください。

企 業 名	
代表者名	

チェック数

0

【登録基準】

・全18項目中、15項目以上実施を宣言

・ただし、項目(1)は、実施が必要

・分類2～6は、各1項目以上の宣言が必要

- 【記載要領】
- 1

以下の各項目において実施を宣言する場合、□ に ✓ を入力してください。（実施を宣言しない等、該当しない場合は何も入力しないでください）
- 2

項目(18)の実施を宣言する場合、□ に ✓ を入力して、具体的な取り組み内容を入力してください。

※ 記入にあたっては、チェックリストQ＆A（別紙）を参照ください。

分 類	達成 状況	項 目	具体的な取組内容	根拠書類の内容
1 法令遵守 	0/1	(1) ☐ 必須項目 出入国、労働関係及び社会保険関係等の法令を遵守している		
2 募集・採用 	0/4	(2) ☐ 外国人の採用方針を経営者と従業員の間で共有している		
		(3) ☐ 外国人の採用方針と採用実績（人数・国籍）を公表している	採用方針	
			採用実績	
		(4) ☐ 労働条件（労働時間、休日、賃金、業務内容等）を採用前に相互確認している		
		(5) ☐ 就業規則を多言語化し、採用時に説明している		
3 労働環境 	0/3	(6) ☐ 安全衛生の留意点を外国人が理解できるよう取り組んでいる（業務マニュアルの多言語化、図示等）		
		(7) ☐ 適切な休憩や残業等の労働時間の管理、休日の確保等の環境整備をしている		
		(8) ☐ 宗教・慣習の違いへの理解促進と必要に応じた配慮（礼拝場所の確保、食堂での食材表示等）をしている	理解促進	
			配慮	

4 生活環境 	0/2	(9) ☐ 日常生活（住まいの確保、行政手続き、通院等）やライフイベント（結婚、出産、子育て、住居購入等）にかかるサポート体制を整備している		
5 キャリア支援・福利厚生 	0/4	(11) ☐ 適切な人事評価を行い、キャリアプランを明示している		
		(12) ☐ キャリア（年数、役職、資格）に応じた賃金体系を整備している		
		(13) ☐ 従業員の研修（スキルアップ）として、日本語学習又は日本語に関する資格取得を支援する制度・取組がある		
		(14) ☐ 風通しの良い職場環境づくり（社内レクリエーションの実施等）に配慮している		
6 エンゲージメントの向上 	0/4	(15) ☐ 日本人と外国人が互いに思いやる社内風土の醸成に取り組んでいる		
		(16) ☐ 自社の理念や製品・サービス等の優位性、独自性等を各従業員が認識、理解している		
		(17) ☐ 外国人定着率75%以上（直近5箇年平均）を達成している		
		(18) ☐ <u>【自由記述】採用・定着に向けた企業独自の取組</u> （例：工場等現場作業を伴う業種は安全配慮、労働環境改善、体調管理面について、宿泊など不規則労働時間を伴う業種は休日確保等ワーク・ライフ・バランスの取組について、特に記載）		
		<自由記述>		

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

兵庫県知事

ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度 登録（不登録）通知書

令和 年度ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度について、審査の結果、 月
日付け登録（不登録）と決定したので、ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度実施
要綱第7条の規定に基づき通知します。

様式第 4 号（第 9 条関係）

ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度 変更届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

（届出者） 宣言登録番号

所 在 地

企 業 名

代表者職氏名

（担 当 者 名）

電 話 番 号

ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度における申請・登録内容の変更について、
実施要綱第 9 条の規定により届け出ます。

1 変更内容

変更前	企 業 名	
	本社所在地	
	そ の 他	
変更後	企 業 名	
	本社所在地	
	そ の 他	

※企業名、本社所在地等申請書に記載された事項が変更となった場合に届け出てください。

※変更内容が確認できる書類を添付してください。

2 変更が生じた日

令和 年 月 日

様式第 5 号（第 10 条関係）

ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度 取下届

年 月 日

兵庫県知事 様

宣言登録番号
所 在 地
企 業 名
代表者職・氏名
(担 当 者 名)
電 話 番 号

令和 年 月 日付のひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度について、実施要綱
第 10 条の規定により届け出ます。

【取下げ理由】

様式第 6 号（第 11 条関係）

年 月 日

様

兵庫県知事

ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度 取消通知書

令和 年度ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度について、以下のとおり、貴社の登録を取り消すことと決定しましたので、通知します。

【取消し理由】